

文科省、国公立大の “共同設置学部・大学院”の創設に向け、法改正へ！

「教育再生会議」（第二次報告）、「骨太の方針 2007」を踏まえ、
早ければ 22 年度から学生受入れか？

旺文社 教育情報センター 19 年 10 月

文科省は、「教育再生会議」（第二次報告）の提言や閣議決定された「骨太の方針 2007」を踏まえ、国公立を通じた複数の大学が共同で学部や大学院を設置できる仕組みの構築を目指し、学校教育法の改正を固めた。

大学間の「単位互換制度」や複数の大学が協力して教育研究を行う「連合大学院」などの制度はこれまでも存在しているが、複数の大学が学部や大学院を共同設置することは、現行の学校教育法では想定外だった。そのため、文科省は同法を 20 年度中に改正、21 年度中に設置認可を行い、早ければ 22 年度から、共同設置学部・大学院の学生受入れを可能とする方針だ。

< 大学・大学院改革への提言 >

大学・大学院改革の一環として、「教育再生会議」（第二次報告；19 年 6 月）と「骨太の方針 2007」（19 年 6 月閣議決定）は、国公立大学の連携による大学教育の充実として、次のような提言及び方針を示している。

● 「教育再生会議」（第二次報告）

国公立大学の連携による、地方の大学教育の充実 国公立を通じた「大学地域コンソーシアム」や大学院の共同設置

大学は、自主性・自律性をもって、社会の変化や時代の要請に応じた学部学科の再編、他大学との連携協力、組織運営改革等に取り組む。

国は、特定の事業を目的として大学と地域等で構成される、国公立を通じた地方における「大学地域コンソーシアム」を支援する。

国は、国公立を通じ複数の大学が大学院研究科等を共同設置できる仕組みを創設する。

● 「骨太の方針 2007」

国公立大学の連携による地方の大学教育の充実

自主性・自律性をもって、大学が行う社会の変化や時代の要請に応じた学部学科の再編、他大学との連携協力、組織運営改善等の取組みを支援する。

国公立を通じ、複数の大学が大学院研究科等を共同で設置できる仕組みを平成 20 年度中に創設することを目指す。

国公立を通じた地方の「大学地域コンソーシアム」の形成を支援するための措置を平成 20 年度から講ずる。

< 制度設計と財政支援 >

文科省は上記のような提言、方針を踏まえ、その制度設計と財政支援に乗り出した。

● 制度設計

学際・複合領域の教育研究を推進する「四大学連合」(後記の<参考>を参照)のような、大学の連合組織は現在もみられる。しかし、現行の学校教育法では、複数の大学による共同の学部や大学院研究科の設置についての規定がない。

そのため、共同設置が可能となるよう、同法の改正が必要となる。

学部の共同設置のイメージとしては、既存のA大学(ア・イ・ウ学部)とB大学(ア・イ学部)とが、それぞれの既存学部を母体とする新しい学部、“a学部”を開設するといったケースが考えられる。例えば、医学部と薬学部の連携による医薬系の新学部、理工系と文系の連携による環境系の新学部の共同設置などである。

大学名は共同設置する“A・B大学”などとなり、学生はA大学及びB大学に在籍することになる。したがって、学位もA・B大学の連名で授与される(図1参照)。

なお、新設“a学部”の入学者選抜は、A・B大学が共同で実施することになる。

共同設置のメリット

- ・学生にとっては、地方などで志望する学部が地元にない場合でも、ITなどのネットワークを活用して、新設された志望学部に進学することができる。

これまでの国立、公立、私立といった大学の類型は変わらないとしても、受験生にとっては既存の大学(学部)に加え、新たな進路選択の幅が広がり、歓迎できよう。

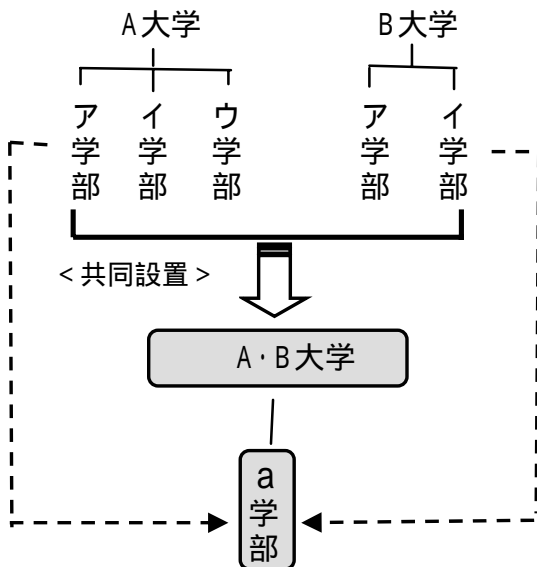
- ・大学にとっては、既存の施設や人材などを共有でき、互いに補完しあって新設学部の設置が可能となり、大学経営の効率化なども期待できる。

大学院の共同設置

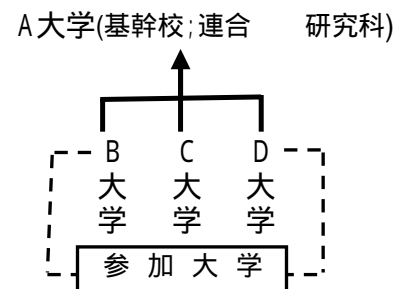
大学院は学部比べ、その設置形態の多様化が進んでいる。複数の大学が協力して教育研究を行う「連合大学院」は国立大を中心に設置されている。現行の「連合大学院」では、協力する参加大学の学生は参加大学を代表する「基幹校」の在籍となり、修了時には基幹校名からの学位授与となる。

共同設置の大学院になれば、参加大学を代表する基幹校はなくなり、学部の場合と同様、学生は共同設置する全ての大学に在籍することになり、学位も各大学の連名で授与されることになる。(図2参照)

■ A・B大学による学部の共同設置(イメージ; 図1)



■ 現行の「連合大学院」の一例 (図2)



- * 現行の「連合大学院」では、B大学、C大学、D大学に在籍し、それぞれの大学で修了しても、基幹校のA大学からの「学位」授与となる。
- * “共同設置”の場合は基幹校がなくなり、学生はA大学、B大学、C大学、D大学の全てに在籍することになり、「学位」はA・B・C・D大学の連名で授与されることになる。

● 財政支援

文科省は法改正とともに、財政支援も始める。「20年度概算要求」において、国公立を通じた大学間の連携強化による個性・特色ある取組みを支援し、地方の大学教育の一層の充実を図る。事業規模としては、50億円を新規に盛り込んでいる。

具体的な事業内容として、次のような項目を挙げている。

戦略的な連携により事業目的を達成するため、将来目的を含む具体的な「大学間連携戦略」の策定 / IT等を活用した教育研究施設のネットワーク構築 / 大学連携による共通・専門教育の先進的なプログラム開発 / 地域の教育研究資源の集結による知の拠点としての機能強化 / 大学間の連携による効率的かつ効果的な大学運営、など。

< 改革の理念と現実 >

今回の大学・大学院改革は、大学の“再編・統合”による学部や大学院の新増設ではない。既存の大学そのものは存続し、国公立を通じ共同で新学部・新大学院を設置するというものだ。

こうした「教育再生会議」や「骨太の方針 2007」の改革理念は理解されたとしても、現実はどうであろうか。

特に、私立の場合は“建学の精神”をはじめとし、教学と財政の面からも、他大学との共同設置は難しい課題をはらんでいる。ただ、系列校同士であれば、スムーズに運ぶことも十分予測できる。

いずれにしろ、大学にしてみれば、経営効率化の推進が図られる一方で、大学・学部(学科)の再編、統合にも発展する可能性もある。

☆ ☆ ☆

< 参 考 >

* 四大学連合

平成 13 年 3 月に東京医科歯科大、東京外国語大、東京工業大、一橋大の国立 4 大学間で締結された「四大学連合」は、「連合を構成する各大学が、それぞれ独立を保ちつつ、研究教育の内容に応じて連携を図ることで、これまでの高等教育で、達成できなかった新しい人材の育成と、学際領域、複合領域の研究教育の更なる推進を図ることを目的とする」としている。「単位互換制度」の機能も持ち、学生は各大学の単位取得によって、“複数の学位”取得が可能である。

* (財)大学コンソーシアム—京都

大学が多数集まる京都市周辺において、大学、地域社会、及び産業界との連携を目指し、平成 5 年に「大学のまち・京都 21 プラン」が策定され、10 年には(財)「大学コンソーシアム - 京都」が創設された。現在、国公立大 7 校、私立大 43 校、財界 5 団体が加盟しており、大学間の「単位互換制度」が広く実施されている。

なお、地域大学コンソーシアムは現在、全国に 40 ほどある。